

新旧対照表

改正後

現行

(海上コンテナ積輸入植物検疫要領)

第9 [略]

2 [略]

3 植物防疫官は、第1項の場合において、輸入者又は管理者にその消毒又は廃棄に先立って、消毒(廃棄)計画書(穀類等にあつては輸入穀類等検疫要綱(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)別記様式1、木材にあつては輸入木材検疫要綱(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)別記様式1、青果物にあつては輸入青果物検疫要綱(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)別記様式1、2又は3、その他のものにあつては輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)別記様式1を準用する。)を2部提出させ、その適否について認定するものとする。

4 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対しくん蒸による消毒を命じた場合は、植物検疫くん蒸危害防止対策要綱(昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達)を遵守するよう指導するものとする。なお、植物を密閉形コンテナ又は非密閉形ベンチレーターコンテナでくん蒸する場合には、くん蒸中は当該コンテナの周囲3メートル以内への立ち入りを禁止させ、木材をオープントップコンテナ、フラットラックコンテナでくん蒸する場合には、当該コンテナの周囲15メートル以内への立ち入りを禁止させるようあわせて指導するものとする。

5 [略]

第10 第9第1項の消毒又は廃棄は、規程第3条及び第4条、輸入穀類等検疫要綱、輸入木材検疫要綱、輸入青果物検疫要綱又は輸入種苗検疫要綱に定める基準により行うものとする。この場合において、規程第4条第2項の適用については、第12により指定をうけたコンテナにあつては、これを規程別表第4に定めるA級倉庫又は規程別表第5に定めるA級サイロ、密閉形コンテナ又は植物防疫官の指示する方法により危害防止上の措置がとれる非密閉形ベンチレーターコンテナに天幕を被覆した場合にあつてはこれを同じくB級倉庫又はB級サイロとして取り扱うものとする。

(海上コンテナ積輸入植物検疫要領)

第9 [略]

2 [略]

3 植物防疫官は、第1項の場合において、輸入者又は管理者にその消毒又は廃棄に先立って、消毒(廃棄)計画書(穀類等にあつては輸入穀類等検疫要綱(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)別記様式1、木材にあつては輸入木材検疫要綱(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)別記様式1、その他のものにあつては輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号)別記様式1を準用する。)を2部提出させ、その適否について認定するものとする。

4 植物防疫官は、輸入者または管理者に対しくん蒸による消毒を命じた場合は、植物防疫くん蒸における危害防止対策要綱(昭和43年4月22日43農政B第699号)を遵守するよう指導するものとする。なお、植物を密閉形コンテナまたは非密閉形ベンチレーターコンテナでくん蒸する場合には、くん蒸中は当該コンテナの周囲3メートル以内への立ち入りを禁止させ、木材をオープントップコンテナ、フラットラックコンテナでくん蒸する場合には、当該コンテナの周囲15メートル以内への立ち入りを禁止させるようあわせて指導するものとする。

5 [略]

第10 第9第1項の消毒又は廃棄は、規程第3条及び第4条、輸入穀類等検疫要綱、輸入木材検疫要綱並びに輸入種苗検疫要綱に定める基準により行うものとする。この場合において、規程第4条第2項の適用については、第12により指定をうけたコンテナにあつては、これを規程別表第4に定めるA級倉庫または規程別表第5に定めるA級サイロ、密閉形コンテナまたは植物防疫官の指示する方法により危害防止上の措置がとれる非密閉形ベンチレーターコンテナに天幕を被覆した場合にあつてはこれを同じくB級倉庫またはB級サイロとして取り扱うものとする。

新旧対照表

改正後	現行
第15 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、通関を行うための輸入認可証明書の発給申請があつたときには、当該植物の取締りに支障がない場合に限り輸入認可証明書（穀類等にあつては輸入穀類等検疫要綱別記様式3、木材にあつては輸入木材検疫要綱別記様式5、種苗（規則第14条に定める種苗で隔離栽培を行うものを除く。）にあつては輸入種苗検疫要綱別記様式6、<u>青果物にあつては輸入青果物検疫要綱別記様式7</u>、その他の植物にあつては規則第8号様式）を交付することができる。	第15 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、通関を行うための輸入認可証明書の発給申請があつたときには、当該植物の取締りに支障がない場合に限り輸入認可証明書（穀類等にあつては輸入穀類等検疫要綱別記様式3、木材にあつては輸入木材検疫要綱別記様式5、種苗（規則第14条に定める種苗で隔離栽培を行うものを除く。）にあつては輸入種苗検疫要綱別記様式6、その他の植物にあつては規則第8号様式）を交付することができる。